

○宇多津町特別用途地区の概要について

宇多津町では、香川県策定の「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針(平成19年10月)」を受け、町中心域(地域拠点)への都市機能の集積を促し持続可能な集約型まちづくりを推進する目的に特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を平成20年3月に定め、郊外の準工業地域における大規模集客施設の立地を制限しています。

この大規模集客施設には、「宇多津町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」別表に掲げる床面積の合計が10,000㎡を超える店舗等が該当します。

■宇多津町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

別表(第4条関係)

| 種類 | 建築してはならない建築物 |
|-------------|--|
| 大規模集客施設制限地区 | 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの |

宇多津町特別用途地区 位置図

